

産前産後期間の国民健康保険料が減額されます!

軽減制度の内容

世帯の中に藤沢市の国民健康保険に加入している出産予定 又は出産した方がいる場合、届出をすると出産前後の一定 期間の保険料が減額されます。

対象となる方

藤沢市国民健康保険に加入しており、2023年11月1日以降に出産予定 又は出産した方

※出産とは、妊娠85日以上の分娩(死産、流産、早産、人工中絶を含む)をいいます。

対象期間

出産予定月又は出産月の前月から4か月間

(多胎妊娠の場合は出産予定月又は出産月の3か月前から6か月間)

例:2024年5月単胎出産の場合は、4~7月が軽減対象期間

※2024年1月以降に対する期間のみが減額の対象となります(2024年1月に施行される軽減制度のため)

対象額

対象となる方の軽減対象期間に係る所得割及び均等割の全額

必要書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険料軽減届出書(※1)
- ② 母子健康手帳等出産予定日又は出産日が確認できるもの(※2)
- ③ マイナンバーカード等個人番号が確認できるもの(※3)
 - (※1) 保険年金課及び市民センターに設置、下記ホームページにも掲載しております。
 - (※2) 出産前に手続きする方は出産予定日の記載がされているもの、出産後に手続きする方は医師又は市町村の証明があるものが必要です。
 - (※3) 個人番号の提出が困難な場合は保険年金課にてお調べすることも可能です。その際は未記入のままご提出ください。

<u>届出先</u>

届出書等を保険年金課又は各市民センターへ提出してください。

- ※出産予定日の6か月前から届出ができ、下記郵送先へ郵送での届出も可能です。
- ※未届であっても、藤沢市保険年金課に出産育児一時金の請求申請(医療機関の代理申請を含む)をした場合は、軽減を自動的に適用する場合があります。

軽減制度詳細についてはホームページでもご確認いただけます!

https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/honen/kurashi/hoken/kokuho/hokenryo/kesan/sannzennsanngokeigenseido.html



【問い合わせ・郵送先】

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所保険年金課 国保調査担当 電話:0466-50-3574(直通) 受付時間:平日8時30分~17時00分